

<p>件名</p>	<p>栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則の制定について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>栃木県立みかも自然の家の管理に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するものである。</p>

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則の制定について

令和5（2023）年3月17日
教育委員会事務局生涯学習課

1 規則制定の趣旨

みかも自然の家の管理に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するもの。

2 規則の概要

(1) 条文

第1条 趣旨

みかも自然の家の管理に関し必要な事項を定める。

第2条 休所日

休所日は設けず、教育委員会が必要があると認めたとき又は指定管理者が教育委員会の承認を得たときは、臨時に休所することができる。

第3条 許可の申請

- ・利用の許可を受けようとする者は、1か月前までに指定管理者に申請しなければならない。
- ・申請の手続は指定管理者が教育委員会の承認を得て別に定める。

第4条 遵守事項

- ・募金活動及び物品の販売等の禁止
- ・指定された場所以外の場所での火気の使用禁止
- ・指定された場所以外の場所での喫煙禁止
- ・その他指定管理者の指示に従うこと

第5条 職員の立入り

指定管理者は、現に利用されている施設に職員を立ち入らせることができる。

第6条 滅失等の報告

施設や備品等を滅失、破損等をした者は、指定管理者に報告しなければならない。

第7条 利用料金の公告

教育委員会は、指定管理者が設定した利用料金を承認したときは、公告する。

第8条 委任

その他管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

(2) 既存施設規則との相違点 ※ 既存施設：指定管理施設の「とちぎ海浜自然の家」及び「なす高原自然の家」

① 休所日は設けず、臨時休所の手続のみを定める。

② 利用許可等に係る様式を定めず、利用の申請の手続は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

3 施行期日

令和5（2023）年4月1日

○栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則の制定

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和5年 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例（令和4年栃木県条例第38号。以下「条例」という。）に基づき、栃木県立みかも自然の家（以下「みかも自然の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 みかも自然の家の休所日は、設けないものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたとき又は条例第11条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めた場合であらかじめ教育委員会の承認を得たときは、臨時に休所することができる。

(許可の申請)

第3条 条例第4条の許可を受けようとする者は、みかも自然の家を利用しようとする日の1か月前までに指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請の手続は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て別に定める。

(遵守事項)

第4条 条例第9条の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募金活動その他これに類する行為及び物品の販売等の行為を行わないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (4) その他指定管理者の指示事項に従うこと。

(職員の立入り)

第5条 指定管理者は、みかも自然の家の管理のため必要があると認めるときは、現に利用されている施設に職員を立ち入らせることができる。

(滅失等の報告)

第6条 みかも自然の家の施設（附属設備及び備品を含む。）を滅失し、破損し、又は汚損した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(利用料金の公告)

第7条 教育委員会は、条例第13条第2項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、みかも自然の家の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(生涯学習課)